



## ★ 生活の支援

児童扶養手当 P68 参照

### ひとり親家庭等医療費助成

☎ 子ども給付課 ☎0742-34-5086 FAX0742-36-7671

健康保険に加入しているひとり親家庭の父又は母と18歳未満の子や父母のいない18歳未満の子等を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します(保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。)

#### 一部負担金の額

通院	乳幼児	1医療機関につき月500円
入院	全対象者	1医療機関につき月1,000円(14日未満の入院は500円)
調剤薬局		一部負担金は不要です。自己負担額的全額を助成します。

※申請の日が、ひとり親家庭等医療費助成を受ける“資格発生日”となります。

#### 支払方法

18歳未満の方は、医療機関窓口にて一部負担金のみを支払で医療を受けることができます(県内・資格証提示の場合。ただし高校生世代の方は令和6年8月以降の診療分に限ります。)

それ以外の方は償還払となります。

### 母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け

☎ 子ども給付課 ☎0742-34-5086 FAX0742-36-7671

母子家庭、父子家庭、寡婦の方に自立の助長と児童の福祉の増進を図るため資金の貸し付けをしています。

#### 資金例

- 修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金など
- 申請の資格、内容、貸付額、据置期間、償還期間、利子等については、お問い合わせください。



### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

☎ 子ども給付課 ☎0742-34-5086 FAX0742-36-7671

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者等が実施する対策講座を受講する場合、受講料の一部を給付します(受講開始日前日までに窓口での事前申請が必要です。)

### ひとり親家庭等日常生活支援事業

☎ 子ども給付課 ☎0742-34-5086 FAX0742-36-7671

母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、自立促進に必要な事由又は疾病により、一時的な生活援助、保育サービスが必要とする世帯に、訪問介護員、保育士等の資格を有した家庭生活支援員を派遣します。

支援内容と世帯の所得の状況により費用がかかることがあります。

## ★ 仕事の支援

### 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

☎ 子ども給付課 ☎0742-34-5086 FAX0742-36-7671

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図るため、雇用保険制度の教育訓練講座を受講する場合に、受講料の一部を給付します(受講開始日前日までに窓口での事前申請が必要です。)

### 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

☎ 子ども給付課 ☎0742-34-5086 FAX0742-36-7671

母子家庭の母及び父子家庭の父が就業に向けて、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するため、養成機関で原則6か月以上修学することが必要な場合、受講期間の一定期間について給付します。また、給付金利用者に対して、入学時や就職時に必要な資金の貸し付けをしています(原則養成機関入学より前に窓口での事前相談が必要です。)



## 母子家庭等就業・自立支援センター(奈良県スマイルセンター)

☎ 奈良県スマイルセンター ☎0742-24-7624 FAX0742-24-7625

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の就業を支援しています。

場 所 西木辻町93-6エルトピア奈良内

開館時間 月曜日～土曜日 8:30～17:00

休 館 日 日曜日、祝日、年末年始

- ①就業支援事業 ②就業支援講習会等事業 ③就業情報提供事業 ④地域支援事業  
⑤自立支援プログラム策定事業 ⑥各種相談事業 ⑦親支援講座開催事業

※奈良市役所出張就業相談窓口:毎月第1木曜日(9:00～12:00)

担当:子ども給付課

### ★ 母子保護の実施

☎ 子ども安心課 ☎0742-93-6595 FAX0742-34-4817

生活が不安定(DVによる被害や経済面での困窮など)で、児童の福祉に欠けると認められる母子を対象に、児童福祉法に基づいて母子生活支援施設への入所を援助します。母子生活支援施設では、母子を保護するとともに、母子の自立を促進するための生活指導や児童の養育に関する相談・助言・その他の援助を行います。

### ★ 交通遺児等援護事業

☎ 子ども給付課 ☎0742-34-5086 FAX0742-36-7671

交通事故や自然災害により、父又は母を亡くした18歳到達後最初の3月31日までの子の保護者へ、激励金や入学祝い金、就職・入学準備金の給付等を行います。

給付金の種類	給付額	申請期間
交通遺児等激励金	遺児一人につき 100,000円	事実発生後1年以内
交通遺児等入学祝い金	遺児一人につき 50,000円	小学校・中学校・高等学校入学時より1年以内
交通遺児等就職・入学準備金	遺児一人につき 100,000円	就職または大学等への入学決定時より1年以内

